

介護労働安定センターに関する指定 法人制度の在り方等について

労働政策審議会職業安定分科会雇用対策基本問題部会は、平成29年2月24日に、別途設置した介護労働安定センターの組織及び運営に関する検討会の結論を踏まえ、公益財団法人介護労働安定センターに関する指定法人制度の在り方等について検討を行ったところであるが、別紙「介護労働安定センターの組織及び運営に係る検討会最終報告書」は妥当と認められるので報告する。

平成29年2月24日

労働政策審議会職業安定分科会
雇用対策基本問題部会
部会長 阿部 正浩

労働政策審議会職業安定分科会
分科会長 阿部 正浩 殿

(別紙)

介護労働安定センターの組織及び 運営に係る検討会最終報告書

平成 28 年 10 月 14 日

本検討会は、労働政策審議会職業安定分科会雇用対策基本問題部会（以下「基本問題部会」という。）報告（平成 23 年 10 月 25 日）を受けて設置され、財団法人介護労働安定センター（平成 25 年 4 月 1 日より公益財団法人介護労働安定センター。以下「介護センター」という。）の組織や運営の在り方について、平成 23 年 11 月 24 日から 8 回にわたり議論を重ねてきたところであり、これまでの議論を踏まえ最終報告を取りまとめたので報告する。

【はじめに】

我が国では、急速な少子・高齢化の進展を背景として人口減少社会へ突入している一方で、介護サービスを必要とする方々の増加に伴い、介護労働力の需要が増大している。平成 12 年度の介護保険制度スタート時に約 55 万人であった介護労働者数も、平成 25 年度には約 171 万人と着実に増加しているところだが、団塊の世代が 75 歳を迎える平成 37 年度に最大で約 253 万人の介護人材が必要と見込まれている中、一層の危機感をもって様々な対策を講じ、これまで以上のペースで介護人材を増やすし、また、介護人材の質を向上させていく必要がある。

このような中で、介護人材を増やすためには、雇用管理の改善を通じて介護を担う労働者が安心して働く魅力ある職場づくりを進め、あわせて、質の高い介護労働者を育成することが重要になってきている。

介護センターは、国の代替機関として、介護労働者の雇用管理改善、職業能力開発に資する事業を行っており、厚生労働省は、介護センターを通じて行う施策がより実効性のあるものとするため、介護センターの組織及び運営について不断の見直しを行っているところである。

I これまでの経緯

介護センターの事業は、雇用の安定、職業能力の開発に資することから、国より雇用保険二事業として交付金が支出されている。このため、平成 22 年度に雇用保険二事業を対象として行われた行政刷新会議事業仕分けや厚生労働省省内事業仕分けの対象となった。

さらに、平成 22 年 12 月に厚生労働省独立行政法人・公益法人整理合理化委員会において、指定根拠法令の検討を通して、その在り方を全面的に見直すこととされ、指定根拠法令を存置する場合には、その指定先選定理由の情報公開、プロポーザル方式を含む参入要件、新たな指定基準など「新ルール」を制定することとされた。

その検討は、関係する審議会等で行われることとされ、基本問題部会におい

て検討が行われた結果、平成 23 年 10 月に「財団法人介護労働安定センターに関する指定法人制度の在り方、指定基準の在り方、財団法人介護労働安定センターを指定法人とする妥当性については、同センターが平成 25 年度を目途に交付金依存体質を改めることに向け、同センターの組織や運営の在り方について、別途設置する検討会の結論を踏まえた上で、改めて検討を行うべきである。」とされた。

この報告を受け、「介護労働安定センターの組織及び運営に係る検討会」（以下「検討会」という。）で数次にわたり検討を行い、平成 24 年 10 月に「介護労働安定センターの組織及び運営に係る検討会中間報告」（以下「中間報告」という。）を取りまとめた。

II 中間報告について（平成 24 年 10 月）

中間報告の取りまとめに当たり、検討会では、平成 25 年度を目途に交付金依存体質を改めることを中心以下に以下の 2 点について議論を行った。

1 これからの介護センターの役割

介護事業主が介護センターに期待すること（ヒアリング、アンケート調査結果）及び検討会の議論を踏まえ、介護センターの以下の事業等を強化すべき。

(1) 国の代替機能

雇用管理改善事業、能力開発事業、介護労働実態調査、ワンストップ機能

(2) 専門性の向上

介護センター事業相互の関係性の向上、情報提供における専門性の向上、専門的な研修の実施

(3) 地域における関係機関との連携

地域の関係機関を集めたプラットフォームを都道府県ごとに設置

(4) 人材の発掘・定着

介護人材を発掘、育成するための幅広い研修の実施

2 交付金依存体質改善の方策

交付金依存体質とは、「国から交付された補助金等が年間収入の 3 分の 2 以上を占める公益法人（公益法人に対する行政の関与の在り方の改革実施計画（平成 14 年 3 月 29 日））と理解し、介護センターの予算に占める交付金の割合が高い状態（交付金依存体質）を改めるために、以下の方向性

から取り組む必要がある。

(1) 自主事業の拡大

都道府県で行う能力開発事業の積極的受託、賛助会員加入の促進、介護事業主のニーズに応じた高度な内容の研修・セミナーの実施等

(2) 交付金の用途の特化・重点化

雇用管理相談援助の特化・重点化、能力開発事業の重点化等

III 介護センターの事務・事業の見直し

介護センターでは、上記中間報告を踏まえ、事業の見直しを図ってきたところであるが、中間報告後の主な取組状況については以下のとおりである。

1 国の代替機能

(1) 雇用管理改善事業

雇用管理相談援助の対象を離職率の高い傾向がある小規模事業所や設置からの年数が短い事業所を中心に設定し、課題解決に取り組んでいる。

なお、雇用管理相談援助を受けた事業所の離職率は、全産業と比較しても低くなっている（平成 27 年全産業平均 15.0%、平成 26 年度に相談援助を受けた事業所の 1 年後の離職率 12.6%）。

(2) 能力開発事業

実務経験をもって介護福祉士試験を受験する者に平成 28 年度から義務づけられる実務者研修に、再就職または職場定着に資する現場実習等を加味した介護労働講習を平成 25 年度から実施している（平成 27 年度における介護労働講習修了者の講習終了後 3 か月時点の就職率は 92.7%）。

また、介護福祉士等の専門資格を有する職員（介護能力開発アドバイザー）等を配し、また、キャリアコンサルタント等民間専門家を活用した能力開発に関する相談援助業務を行っている（平成 27 年度は全国で 2,226 件実施）。

(3) 介護労働実態調査

調査結果の経年比較を行うとともに、新しい質問項目を盛り込むなど、介護事業主、介護労働者、介護事業関係者のニーズの実態を把握し、政策に反映できるように取り組んでいる。

(4) ワンストップ機能

地域の介護関係の行政機関、民間団体が参集し、介護労働の現状と課題、展望等についての情報交換・共有等を行う介護労働懇談会を実施している（平成 27 年度は全国で 112 回実施）。

2 専門性の向上

(1) 介護センターの事業相互の関係性の向上

能力開発セミナーのカリキュラムに、能力開発の重要性・具体的な手法等のみでなく、雇用管理改善の内容を加えて研修を行うなど、雇用管理改善事業と能力開発事業の連携を強化している。

(2) 情報提供における専門性の向上

雇用管理相談援助で蓄積した質問を整理し、雇用管理改善の「FAQ」を作成して本部ホームページに掲載している。

(3) 専門的な研修の実施

事業所ニーズを踏まえたオーダーメイド型研修、喀痰吸引等研修、同行援護従事者養成研修、認知症介護実践研修など、他の機関では実施が困難かつ専門的で多様な研修を実施している。

3 地域における関係機関との連携

平成 25 年度より開始した介護労働懇談会を、平成 26 年度は各支部（所）で年間 2 回以上を目標に実施しており、各地域における介護労働の現状と課題、展望等について情報交換・議論を行っている。

また、合同就職面接会や「介護の日」（11 月 11 日）などに実施される介護の魅力発信のための各種の取組（イベント）では、介護事業者・介護労働者の相談窓口を開設するなどハローワーク等と連携を図っている。

4 人材の発掘・定着

交付金事業である介護労働講習に加え、自主事業として、介護職員初任者研修等の基礎的な研修から、実務者研修等の専門的な研修まで幅広いニーズに対応して実施している。

IV 交付金依存体質の改善

交付金依存率については、各年度決算ベースで、平成 22 年度までは 75% を上回っていたが、大幅に改善が進み、平成 24 年度は 65.99% と 3 分の 2 を下回ることとなった。

しかしながら、平成 24、25 年度に介護人材の養成体系が見直され、介護福祉士資格の取得方法が変わったこと等により、介護センターの自主事業の取組にも影響が生じ、交付金依存率は、平成 25 年度は 68.15%、平成 26 年度は 68.13% と再び 3 分の 2 を上回ることとなった。

その後、改善に向けた取組の成果により、平成 27 年度においては、60.44% と 3 分の 2 を下回る結果となった。

以下については、交付金依存体質の改善に向けた主な取組である。

1 自主事業の拡大

(1) 専門的かつ高度な研修の拡充

事業所の要望に応じたオーダーメイド型講習、介護福祉士等資格取得を支援する講習、他の機関では提供が難しい喀痰吸引等研修、同行援護従事者養成研修など、専門的かつ高度な研修を拡充して取り組んでいる。

(2) 都道府県等で行う事業の積極的な受託

都道府県等で行う雇用管理改善事業及び能力開発事業については、公募情報を入手し、積極的に競争入札に参加している。

(3) 賛助会員加入促進

介護センターが指定する講習の割引制度を会員特典として新たに設け、リーフレット等で周知を図ったほか、事業所訪問した際、機関誌を配付し、加入促進を図っている。

2 交付金の用途の特化・重点化、組織のスリム化・合理化

前述「III－1 国の代替機能」のとおり、交付金の用途の特化や重点化に取り組むとともに、組織のスリム化・合理化に取り組んでおり、交付金の予算額は、平成21年度以降大きく削減されている（平成21年度予算額30.5億円、平成27年度予算額16.9億円）。

V 指定法人制度について

検討会において、介護センターに関する指定法人制度の在り方、介護センターを指定法人とする妥当性等について検討した結果は、以下のとおりである。

1 指定法人制度の在り方について

(1) 指定法人制度の存廃について

今後、介護分野の労働力需要が増大し、積極的な対策を講ずる必要がある中にあっては、国が直接実施するよりも、蓄積されたノウハウを有する団体において対策を講じていくことが適当であることから、引き続き、指定法人制度を維持することは妥当である。

(2) プロポーザル方式について

深刻化する介護人材不足への対応は極めて緊急性が高く、指定法人に蓄積されたノウハウを最大限活用することが効果的であること、また、落札法人間におけるノウハウ等の譲渡承継や情報提供が円滑に行われるか課

題があることから、現行制度を維持することが妥当である。

2 指定基準の在り方について

(1) 現在の指定基準を見直す必要性について

介護センターの指定等については、介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成4年法律第63号。以下「法」という。）第15条第1項に、指定の基準については、同法施行規則第2条の2に規定されている。

法施行規則第2条の2においては、法第17条に規定されている業務を確実に遂行するために必要な職員、事務所その他の設備が確保されていること等が規定されている。

また、事業計画等（法第21条）及び役員の選任及び解任（法第25条）に認可を要するといった法人の意思決定に国が関与するなど、法人の指定後も定期的な適格性の確認や業務に関して監督上必要な命令が可能な制度設計となっており、現在の指定基準を維持することは適当である。

(2) 指定基準や指定法人の妥当性に関する定期的な検証、指定法人の指定理由に関する情報公開の在り方について

指定先選定理由の情報については、透明性を確保する観点から、指定先選定理由について情報公開を進め、公開していく必要がある。

3 指定法人としての介護センターについて

(1) 介護センターを指定法人とすることの妥当性について

介護センターは介護労働分野に関し、これまで蓄積されたノウハウを有していること、介護労働講習修了者の講習終了後3か月時点の就職率が高い水準で推移しているなど一定の成果をあげていること、また、国の方針を受けて全国斉一の事業展開が求められる中で、介護センターは全国規模の体制を整備していることから、介護センターを指定法人とすることは妥当である。

(2) 指定法人としての介護センターの業務運営について

介護センターの支部（所）毎に情報発信力が異なり、一部の地域では介護センターの知名度が十分でない等の課題があることから、事業周知の取組に工夫の余地は認められるものの、介護センターは全国規模の体制を整備して、地域毎に異なる介護人材の課題に対応してきており、指定法人として適切な業務運営がなされている。

【おわりに】

本検討会の中間報告を踏まえた事業の見直しにより、介護センターの今後の

役割を踏まえた事業の強化・重点化、自主事業の拡大等、期待した方向性に沿った適切な運営がなされている。

一方で、交付金の用途の特化・重点化、組織のスリム化・合理化の取組を通じて、大幅な交付金の削減がなされており、冒頭のとおり、今後介護人材の確保が一層大きな課題となる中で、支援ニーズのさらなる増大や変化に適切に対応することができるかという懸念が残るところである。

中間報告を踏まえた取組の方向性を基本的な原則として維持することとし、その上で、今後のニーズの増大や変化を的確に捉えつつ、必要な予算を確保し、適切な対策を講ずることも検討していく必要がある。

また、介護センターが有する働きやすい職場づくりへの支援や、質の高い介護労働者の育成に関するノウハウを、都道府県等が公募する事業の積極的な受託を通じて活用することにより、介護センターがより前面に立って介護人材の確保等に取り組んでいくことが期待される。

以上、介護センターにおいては、本報告を踏まえ、引き続き介護人材の確保と介護労働者の福祉の増進に大きな役割を果たしていくべきである。

＜介護労働安定センターの組織及び運営に係る検討会開催要綱＞

1 趣旨

「厚生労働省独立行政法人・公益法人整理合理化委員会」報告書において、指定法人については、「指定根拠法令の検討を通じて、その在り方を全面的に見直す。その検討は、関係する審議会等で行うこととする。」とされている。

このため、労働政策審議会職業安定分科会雇用対策基本問題部会において審議を行ったところ、同部会において、「財団法人介護労働安定センターに関する指定法人制度の在り方、指定基準の在り方、財団法人介護労働安定センターを指定法人とする妥当性については、同センターが平成25年度を目途に交付金依存体質を改めることに向け、財団法人介護労働安定センターの組織や運営の在り方について、別途設置する検討会の結論を踏まえた上で、改めて検討を行うべきである」と決定されたところである。

この決定に基づき、介護労働に關係する者の意見を幅広く反映するため、介護労働に係る学識経験者、使用者代表、労働者代表、介護事業者から構成する「介護労働安定センターの組織及び運営に係る検討会」（以下「検討会」という。）を開催する。

2 検討事項

- (1) 介護労働安定センターの組織や運営の在り方
- (2) 平成25年度以降交付金依存体質を改めるための、介護労働安定センターの事業運営 など

3 構成

- (1) 検討会は厚生労働省職業安定局及び職業能力開発局が学識経験者等の参考を求めて開催する。
- (2) 検討会の委員は、学識経験者、使用者代表、労働者代表、介護事業者団体から参考を求めた6名とする。
- (3) 検討会に座長を置き、座長は検討会の運営を掌握する。
- (4) 検討会は必要に応じて、委員以外の者の意見を聞くことができる。

4 運営

- (1) 検討会は必要に応じて、年数回程度開催する。
- (2) 会議、議事要旨を公開とする。ただし、特段の事情がある場合には座長の判断により、会議、議事要旨を非公開とすることができます。

5 その他

- 検討会の庶務は厚生労働省職業安定局雇用政策課介護労働対策室及び職業能力開発局能力開発課が行う。
- この要綱に定めるもののほか、検討会に関し必要な事項は職業安定局雇用政策課長及び職業能力開発局能力開発課長が定める。

<検討会参集者>

(五十音順、敬称略 ◎は座長)

- 因 利恵 (公社) 日本介護福祉士会常任理事
扇田 守 (一社)『民間事業者の質を高める』全国介護事業者協議会専務理事
小林 司 日本労働組合総連合会総合政策局生活福祉局次長
◎是枝 祥子 大妻女子大学名誉教授
堀田 聰子 国際医療福祉大学大学院教授
松本 敦 (公社) 全国老人福祉施設協議会副会長

<検討会開催状況>

第1回

- 開催日 平成23年11月24日
○議題 (1) 介護労働安定センターの概要について
(2) 論点の整理

第2回

- 開催日 平成24年2月2日
○議題 (1) ヒアリング調査の結果概要報告
(2) ヒアリング調査結果を踏まえた論点整理

第3回

- 開催日 平成24年4月11日
○議題 (1) 「人材の確保」に向けた今後の役割
(2) 中間報告骨子(案)
(3) アンケート調査の概要

第4回

- 開催日 平成24年7月12日
○議題 介護労働安定センターの組織及び運営に係る検討会中間報告案

第5回

○開催日 平成25年3月4日

- 議題 (1) プラットフォームの設置について
(2) 中間報告案を踏まえて25年度以降に介護労働安定センターが実施すること

第6回

○開催日 平成26年11月13日

- 議題 (1) 中間報告を踏まえて25年度以降に介護労働安定センターが実施することとされた事項の取組状況
(2) 交付金依存体質の改善について
(3) 介護労働懇談会の開催状況概要

第7回

○開催日 平成27年8月31日

- 議題 (1) 交付金依存体質の改善について
(2) 中間報告を踏まえて平成26年度以降に介護労働安定センターが実施することとされた事項の取組状況について
(3) 新介護雇用管理改善等計画の概要について

第8回

○開催日 平成28年8月8日

- 議題 (1) 交付金依存体質の改善について
(2) 中間報告を踏まえて平成26年度以降に介護労働安定センターが実施することとされた事項の平成27年度の取組状況について
(3) 指定法人制度の見直しについて
(4) 最終報告(素案)について